

18環総企第470号  
平成19年2月21日

各局長・本部（所）長  
各委員会事務局長  
警視総監・消防総監

殿

財 務 局 長  
環 境 局 長  
(公 印 省 略)

## 環境に配慮した電力の調達方針について（通知）

東京都グリーン購入推進方針（平成15年4月施行）に基づき「電気」をグリーン購入の対象品目に指定し運用してきたところであるが、更なる二酸化炭素の排出抑制を図るため、下記のように電力調達の方針を定め、運用することとしたので通知する。

### 記

- 1 電力調達における環境への配慮  
東京都が所有する施設（以下「都有施設」という。）における電力の調達においては、環境性能の考慮に努めるものとする。
- 2 競争による電力調達における環境性能条件の設定等
  - (1) 東京都が、競争による電力調達を行うに当たり、事業者に求める環境性能は、グリーン購入ガイドに定める条件を適用するものとする。
  - (2) 上記の電力調達の事務手続において、仕様書にグリーン購入ガイドに定める環境性能条件を明記するものとする。
- 3 施行日  
この方針は、平成19年4月1日から施行する。
- 4 適用対象契約  
この方針は、施行日以降に締結する都有施設の電力の調達に係る契約について適用する。

平成19年3月31日まで	平成19年4月1日より適用
<p>電力供給 (競争による電力調達を行う場合に限る。)</p>	<p>電力供給 (競争による電力調達を行う場合に限る。)</p>
<p>水準1 なし</p>	<p>水準1 次の1及び2の要件を満たすこと。ただし、1及び2の要件はそれぞれ調達先を別にして満たすことができる。</p>
<p>水準2 次の1及び2を満たすこと。 1 二酸化炭素排出係数が 0.555(kg-CO2/kWh) (「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量に関する省令」(平成18年経済産業省・環境省令代3号)第2条第7項)以下の電気であること。 2 再生可能エネルギー(*1)の利用率が、購入電力量の5%以上であること。 ただし、利用率の確保については、以下脳いずれの方法でもよい。 ①自ら発電し供給する。 ②他社が発電したものを供給する。 ③再生可能エネルギーの比率に相当するクレジット(*2)を保有する。 *1：再生可能エネルギーとは、①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス発電、④中小水力発電、⑤地熱発電 *2：再生可能エネルギーの比率に相当するクレジットとは、グリーン電力認証機構による第三者認証を受けたグリーン電力証書など。ただし、RPS法による新エネルギー等電気相当量や他の電力購入契約との併用は不可。</p>	<p>なお、2の要件の高圧受電施設への適用については、環境価値(再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する価値のうち、地球温暖化防止及びエネルギーの枯渇の防止に貢献する価値をいう。以下同じ。)の確保量の割合と合わせて、別途定める。 1 二酸化炭素排出係数(全電源平均とする。)が <u>0.392(kg-CO2/kWh)</u>未満であること。 2 環境価値の確保量(次の(1)及び(2)の合計の量とする。)を予定使用電力量の5%以上とすること。 (1)電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第6条の規定に従って基準利用量の減少に充てたものを除く。) (2)知事が認める認証機構により認証された環境価値(他の目的に利用しないものに限る。)の量</p>

水準1：現時点で最低限考慮すべき当該製品の環境配慮事項 / 水準2：要件ではないが配慮することが望ましい事項